

監督業務の内容（建築・設備工事）

項 目	業 務 内 容	関連条項
(1) 契約履行の確保		
1 契約図書の内容の把握	<p>契約書、設計図書その他の関係書類、及び下記の項目について把握する。</p> <p>①労働災害、火災等の保険の加入状況 ②建設業退職金共済制度の加入状況 ③工事実施工程表 ④配置技術者の専任及び技術者の適正な配置 ⑤その他契約の履行上必要な事項</p>	監 6 条
2 施工計画書の受理	<p>請負者から提出された総合施工計画書及び工種別施工計画書により、施工の手順や工法等について把握する。</p> <p>なお、特に以下の項目については留意すること。</p> <p>①現場組織表（該当工事の場合は施工体制台帳及び施工体系図） ②施工管理計画（主要材料、立会い、施工状況確認の項目については、請負者と監督員で協議の上決定する。） ③安全・交通管理 ④環境対策（自然、動生物、景観等の保全） ⑤再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書（契約書の解体、再資源化に係る書類との整合等） ⑥社内検査（検査員の指定、検査項目、頻度、管理基準、品質計画等） ⑦その他（関係法令の遵守等）</p>	監 6 条
3 契約図書に基づく指示 承諾、協議、受理等 （工事記録の整備）	<p>契約書及び設計図書に示された指示、承諾、協議（施工図の作成を含む。）及び受理等について、現場状況等を把握し適切に行うとともに、監督の経過を明らかにするため書面による工事記録を作成・整備する。（請負人から提出された書類を含む。）</p> <p>1 契約の履行に関する協議事項（軽微なものを除く）の指示又は承諾 ・工事打合せ記録 2 工事の実施状況の記録 ・実施工程表 ・施工計画書 ・施工図等 ・工事材料承諾に関する記録 ・下請負人設定に関する記録 ・施工体制に関する記録 3 工事実施状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査の記録 ・一工程の施工の確認及び報告に関する記録 ・施工の検査及び立会いに関する記録 ・材料の試験、検査に関する記録 4 その他監督に関する記録 ・設計図書の変更に関する記録 ・契約担当課等との協議・報告に関する記録</p>	契 9 条 監 8 条
4 条件変更に関する確認 調査、検討、通知	<p>契約約款第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号までの事実を発見したとき、又は請負者から事実の確認を請求されたときは、所属長に報告（伺）する。また、直ちに請負者と立会い調査を行いその内容を確認し検討の上、必要に応じ工事内容の変更、設計図面の訂正内容を定める。上記により設計変更が生じた場合は「(1の5)」による。</p>	契 1 8 条

5 設計図書の変更	設計図書を変更する必要があると認めるときは、設計図書の変更に係る資料を作成し、「工事変更及び増工事承認伺書」により所属長へ伺い変更内容を定め、その内容を請負者に通知する。なお、契約の変更が伴うものについては、「(7)の6」による。	契19条
6 設計変更図面及び数量等の作成	設計変更図面及び数量については、請負者からの確認資料等をもとに作成する。	契19条
(2) 施工状況の確認等		
1 事前調査等	下記の事前調査業務を必要に応じて行う。 ①工事基準点の指示 ②既設構造物の把握 ③支給(貸与)品の確認 ④事業損失防止家屋調査の立会い ⑤請負者が行う官公庁等への届出の把握 ⑥工事区域用地の把握 ⑦その他必要な事項	監6条
2 品質確保の確認	品質計画、一工程の施工の確認を行う段階及び施工の具体的な計画を定めた工種別の施工計画書の確認を行う。	契13条
3 工事材料の確認	設計図書等において、監督員の試験若しくは確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本の確認を受けるものと指定された材料については、品質・規格等資料を添付し「工事材料承諾願書」を提出させ、承諾後材料の試験、立会い、又は確認を行う。	契13条 契14条
4 下請負人の確認	元請業者が、工事の下請負人の設定をしようとするときは「下請負人決定通知書」を提出させる。なお、設定された下請負人に関しては川西市の指名停止状況に注意し、設定が不相当と認められる場合は「(4)の1」の手続きを行う。また、設定を変更する場合も同様とする。	監6条
5 工事施工体制の把握	前項の下請負人設定の手続きを基に、施工計画書等で工事施工体制の把握を行う。なお、建築一式工事で下請契約の総額が4500万円以上となる場合は、施工体制台帳及び施工体系図を基に確認する。	監6条 監11条
6 工事施工の立会い	設計図書等において、監督員の立会いの上施工するものと指定された工種について、設計図書の規定に基づき立会いを行う。 (施工計画時に、請負者と協議する。)	契14条
7 工事施工状況の確認 (段階確認)	設計図書等に示された一工程の施工完了又は工程の途中の状況について、元請業者からの報告により出来形、品質、規格、数量等について設計図書の規定に基づき検査又は確認を行う。 (施工計画時に、請負者と協議する。)	監6条
8 建設副産物の適正処理 状況等の把握	建設副産物を搬出する工事にあつては、「産業廃棄物管理票等(マニフェスト)」により適正に処理されているか把握する。	監6条
9 改造請求及び破壊による確認	1 工事の施工部分が、契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改善の指示又は改造請求を行う。 2 契約約款第13条第2項若しくは第14条第1項から第3項までの規	契17条

<p>10 支給材料及び貸与品の確認</p>	<p>定に違反した場合、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合においては、所属長に報告し必要があると認められる場合は、その指示により工事の施工部分を破壊して確認する。</p> <p>1 設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき確認し、引渡しを行う。</p> <p>2 前項の確認の結果、品質、規格又は性能が設計図書に定めと異なる場合、又は使用に相当でないと認められる場合は、これに代わる支給材料及び貸与品の引渡し等の措置を行う。</p>	<p>契15条</p>
<p>(3) 工程に関する監督</p>		
<p>1 関連工事との調整</p>	<p>関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、必要事項を請負者に対し指示を行う。</p>	<p>契2条</p>
<p>2 工程把握及び工事促進指示</p>	<p>請負者からの履行報告又は実施工程表に基づき、工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。</p>	<p>契11条</p>
<p>3 工期変更の事前協議及びその結果通知</p>	<p>契約約款第15条第5項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項及び第21条の規定に基づく工期変更について、事前協議及びその結果の通知を行う。</p> <p>なお、通知等については、「(1)の4」による。</p>	<p>契15条 他</p>
<p>(4) 契約約款に基づく請負者への措置等</p>		
<p>1 工事関係者に関する措置請求</p>	<p>現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者、下請人等が工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる場合は、その実情及び理由を所属長へ報告(伺)を行う。</p>	<p>契12条</p>
<p>2 部分払請求時の出来形の審査及び報告</p>	<p>請負者より部分払の請求があった場合は、請負者からの出来形等の資料(「出来形内訳書」)の確認を行い結果を所属長に報告する。</p>	<p>契38条</p>
<p>3 工事の中止及び工期の延長の検討及び報告</p>	<p>工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し所属長へ報告(伺)を行う。</p> <p>請負者から工期延長の申出があった場合は、その理由を検討し、所属長へ報告(伺)を行う。</p>	<p>契20条 契21条</p>
<p>4 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告</p>	<p>工事目的物等の引渡し前の損害について、請負者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、所属長へ報告(伺)を行う。</p>	<p>契27条</p>
<p>5 不可抗力による損害の調査及び報告</p>	<p>①天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、請負者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、所属長へ報告(伺)を行う。</p> <p>②損害額の負担請求内容を審査し、所属長へ報告(伺)を行う。</p>	<p>契29条</p>
<p>6 第三者に及ぼした損害の調査及び報告</p>	<p>工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、所属長へ報告(伺)を行う。</p> <p>なお、事故が起因する場合は、「(7)の2」の事故等に対する措置をあわせて行う。</p>	<p>契28条</p>

7 部分使用の確認及び報告	<p>工事目的物の引渡し前にその全部又は一部を使用する必要が生じた場合は所属長へ報告（伺）する。使用については、請負者と協議し請負者の「承諾書」をもって、所属長へ報告（伺）を行い、工事検査担当と検査について協議を行う。</p> <p>なお、使用にあたっては、善良な管理者の注意義務があり、請負者の損害に対しては、負担が規定されている。</p>	契 3 4 条
8 契約解除に関する必要書類の作成及び措置	<p>①契約約款第 46 条第 1 項及び第 47 条第 1 項の規定に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、所属長へ報告（伺）を行う。</p> <p>②契約約款第 48 条第 1 項請負者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し所属長へ報告（伺）を行う。</p> <p>※ 監督員は契約解除に伴う出来形部分検査にあたり、既済部分出来形の調査書（内訳書）を作成し検査について工事検査担当と協議する。</p>	契 4 6 条 契 4 7 条 契 4 8 条 契 4 9 条
9 履行遅滞における必要書類の作成	<p>契約約款第 46 条第 1 項の規定に基づき工期内に工事が完成できない場合、請負者の責めに帰す理由及び工事進捗の状況並びに工事完成するまでの工事期間（見込み）を所属長へ報告（伺）を行う。</p> <p>なお、相当の期間をもっても完成の見込みが無いと認められる場合は、「(4) の 8」の措置を行う。</p>	契 4 6 条
(5) 円滑な施工の確保		
1 地元対応	<p>地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。</p>	監 6 条
2 関係機関との協議調整	<p>工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。</p>	監 6 条
(6) 工事検査に伴う措置		
1 中間技術検査	<p>中間技術検査については、検査員と検査項目について工事着手前に協議を行い、検査の実施にあたっては、時期を失することのないよう請負者に予定する受検日を報告させ、速やかに検査員と日程調整を行う。</p>	監 9 条
2 完成検査	<p>1 請負者から工事目的物が完了したとの報告を受けたときは、次に掲げる書類を提出させ、設計図書による出来形を確認する。</p> <p>①完成時と着工前の対比写真 ②施工管理記録（工事写真、品質管理資料、出来形管理資料など） ③その他関係書類</p> <p>2 前項に規定する書類に不備がなく、設計図書による出来形の確認が認められた場合は、完了届を受理し速やかに完成検査の手続きを行うものとする。</p>	監 1 0 条
3 出来形部分検査	<p>出来形部分検査については、前項の 1 に準じ書類に不備がなく設計図書による出来形の確認が認められた場合は、速やかに出来形部分検査の手続きを行うものとする。</p>	監 9 条
4 検査の立会い	<p>監督員は検査員が行う検査に請負者と共に立会い、検査の執行に協力する。</p>	監 9 条
5 手直し工事	<p>検査員による検査により工事目的物について指摘をうけ、これにより手直しが必要となったときは、請負者に期日を指定しその措置をとら</p>	監 9 条

	せ、その措置が終了した旨の報告を受けたときは、その旨検査員に報告し必要な措置を行うものとする。	
6 検査日の通知等	検査の予定日及び検査結果の合否については、速やかに請負者に通知する。	監 9 条 契 3 1 条
7 工事成績の評定	監督員は、工事が完了したときは、川西市請負工事成績評定要領に基づき、当該工事の成績について評定を行う。	監 1 2 条
(7) その他		
1 臨機の措置	1 災害防止その他工事の施行上緊急やむを得ない理由により請負者に臨機の措置をとらせる必要があるときは理由及びとるべき措置を、又請負者から災害防止等のため臨機の措置をとることについて意見を求められたときは、これについての意見を付してその旨を所属長に報告し、その指示により臨機の措置をとらせなければならない。 2 前項の場合において事情が急迫したときは、所属長の指示を受けることなく請負者に必要な臨機の措置をとらせなければならない。 3 前 2 項の規定により請負者に臨機の措置をとらせたときは、その結果を所属長に報告しなければならない。 4 請負者が災害防止等のためあらかじめ工事監督員の意見を求めることなくとった臨機の措置について通知を受けたときは、その実情を調査しその結果について意見を付し所属長に報告しなければならない。	契 2 6 条
2 事故等に対する措置	事故等が発生した時は、直ちに状況を調査し、請負者より「工事事故報告書」を速やかに徴取し、所属長へ報告する。	監 6 条
3 発生資材の処理	工事現場における発生資材について、請負者から報告があったときは、規格、数量等を確認し、その処理方法について指示を行う。	監 6 条
4 工事实績の登録	工事实績情報の登録を特記した工事について、登録内容の把握と登録証明資料の受領を行う。(請負契約 5 0 0 万円以上の工事)	監 6 条
5 工事目的物の引継ぎ	完成検査に合格したときは遅滞なく当該工事目的物の使用に必要な図面及び説明書等の必要な資料を整え引継ぎを行う。	契 3 1 条
6 契約担当課への協議、報告、依頼	工事の施工において、契約約款に基づく措置等を行った場合は、契約に係る手続きが必要となる場合があるため、監督員は説明資料を整え所属長へ報告を行う。 (所属長は、速やかに契約担当課へ協議、報告及び依頼を行う)	監 7 条 (監 2 条)

注：関連条項の欄で「契」は契約約款を「監」は監督要綱を示す。